宮崎県信用保証協会の保証

（注）保証金額の最高限度は各制度（特例保証を除く）合算して一般保証の範囲内です。

制度名	保証限度 （　）は組合	保証期間	融資利率	保証料率	担保	保証人	取扱金融機関	保証対象	備考
一般保証 「一般保証」	個人・法人　2億円 （4億円） 一定の要件を満たす場合に限り、8,000万円まで別途加算可能	原則20年以内	取扱金融機関の定める利率	表1	必要に応じて要	必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	保証協会と契約を締結している金融機関	宮崎県内に住所または事業所を有し、保証の対象となる事業を営んでいる中小企業者	• 左記の他、金融機関の必要とする要件もありますので、詳細等は金融機関融資窓口でお確かめください。
小口零細企業保証 「小口零細」	個人・法人 2,000万円 既存の協会保証付融資残高（根保証は融資極度額）との合計で2,000万円の範囲内となる新規の保証に限る	7年以内 （据置6ヵ月）		表3	原則不要			P4に記載する小規模企業者	★責任共有制度対象外 （国の全国統一小口保証制度）
事業者カードローン当座貸越根保証 「カードローン」	個人・法人 100万円以上 2,000万円	1年間 もしくは 2年間		表1 〔特殊保証〕				同一事業の業歴が3年以上で申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あり、2期以上の決算または申告を行っている法人または個人で次のいずれかに該当する方 (1)個人事業者の方 ①保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが、一定の基準以上であること ②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有していること (2)法人事業者の方 ①保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが、一定の基準以上であること	〔お願い〕 事前に「CRD要件照会」を行ってください。
当座貸越（貸付専用型）根保証 「当座貸越」	個人・法人 100万円以上 2億8,000万円				5,000万円以内は原則無担保 5,000万円超は担保要			同一事業の業歴が3年以上で、申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あり、2期以上の決算または申告を行っている法人または個人で次のいずれかに該当する方 (1)個人事業者の方 ①保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが、一定の基準以上であること ②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有していること ③確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある方 (2)法人事業者の方 ①保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが、一定の基準以上であること	〔お願い〕 事前に「CRD要件照会」を行ってください。 • 左記の他、金融機関の必要とする要件もありますので、詳細等は金融機関融資窓口でお確かめください。
長期経営資金保証 「長期経営」	個人・法人 2,000万円以上2億円 （百万円単位の取扱）	5年以上 20年以内		表1	必要に応じて要			宮崎県内に主たる事業所を有し、適法に同一事業を3年以上継続し、原則として同一場所において事業を営んでいる個人または法人であり、かつ次の各号のいずれかに該当する方 ①業歴3年以上で、申込金融機関との与信取引が1年以上あり、最近2年間の決算において利益を計上し債務超過でない方 ②業歴5年以上で、申込金融機関との与信取引が1年以上あり、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上しており繰越欠損のない方 ③前各号に準ずるもので、債務超過でなく今期利益計上が見込まれる方	• 左記の他、金融機関の必要とする要件もありますので、詳細等は金融機関融資窓口でお確かめください。 • 無担保保険での取扱不可
無担保・無保証人による特別小口保証 「特別小口」	個人・法人 2,000万円	5年以内		年0.84%	不要	不要		従業員20人（商業・サービス業では5人）以下の小規模企業者で、次の要件を備えている方 ①県内で引き続き1年以上同一の業種に属する事業を営んでいる方 ②最近1年間の所得税（含法人税）、事業税もしくは県市町村民税の所得割のいずれかについて納期が到来した税額があるものであって、かつ当該税額を完納している方	★責任共有制度対象外 • この制度を利用する場合は本制度以外の他の信用保証付借入と併用できません。
根保証（手形割引） 「根保証」	個人・法人 7,000万円 （1億4,000万円）	運転資金　1年以内		表1 〔特殊保証〕	必要に応じて要	必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要		一般保証と同じ中小企業者	
新事業開拓保証 「新事業開拓」	個人・法人　2億円 （4億円）	15年以内		年1.00%				一般保証と同じ中小企業者で、経済産業省令等で定めるものであって、新商品または新技術の研究開発、または企業化に要する費用、需要の開拓に要する費用、その他の新たな事業の開拓に要する費用に充てるために必要と認められる方	• 新事業開拓に関する計画書、認定に係る資料が必要です。
経営革新関連保証 「経営革新」	個人・法人 8億8,000万円 （16億8,000万円）	運転資金　5年以内 設備資金　7年以内 （据置1年以内）		年0.85% 新事業開拓保険を利用するものは 年1.15%	8,000万円超は原則担保必要			中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第1項に規定する経営革新計画を行政庁に提出し、承認を受けた法第2条第5項に規定する特定事業者であって、承認経営革新計画に従って、経営革新のための事業を実施する方	• 県の経営革新計画承認が必要です。

※金融機関の皆様へお願い
信用保証依頼書等に記入いただく保証制度名称は、各制度名欄「　」内の名称をご記入いただく様お願いいたします。

※保証料割引が適用される場合がありますので詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。
※経営者保証を不要とする保証の取扱いが出来る可能性がありますので、詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。

協会制度

制度名	保証限度 （ ）は組合	保証期間	融資利率	保証料率	担保	保証人	取扱金融機関	保証対象	備考
流動資産担保融資保証 （ABL保証） 「流動資産」	個人・法人 **2**億円	根保証 1年間 （当座貸越のみ） 個別保証 1年以内 （手形貸付のみ）		年0.68%	棚卸資産 売掛債権	必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	保証協会と契約を締結している金融機関	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者 ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人のみが対象となります	• 原則、既往取引金融機関を通しての申込み • 第三者対抗要件としていずれかが必要 1「売掛債権」の場合 ①動産債権譲渡特例法の定める登記、②売掛先への通知、③売掛先の承諾 2「棚卸資産」の場合 ①動産譲渡登記 • 保証割合80%（部分保証）
中小企業特定社債保証 「特定社債」	法人 **4**億**5,000**万円	7年以内		表1	2億円超は原則担保必要	不要	（※）備考の通り	一定の適債基準を満たしている中小企業者 ※事前協議をお願いします	• 保証割合は80%（部分保証） （※）取扱金融機関は次のとおり 宮崎銀行、宮崎太陽銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、大分銀行、鹿児島銀行、みずほ銀行、商工組合中央金庫、宮崎第一信用金庫、高鍋信用金庫
中堅企業特別保証 （破綻金融機関等関連） 「中堅企業」	法人 普通保証　**5**億円 無担保保証　**1**億円 当該企業が信用保証協会の保証付きで借入を行っていた場合は、当該借入の残高分を保証限度額より差し引くこととする	運転資金　5年以内 設備資金　7年以内 （据置1年以内）		普通保証 年0.75% 無担保保証 年0.65%	1億円超は原則担保必要	必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	保証協会と契約を締結している金融機関	中堅事業者（資本の額が5億円未満及び保険法第2条に規定する中小企業者に該当しないもの）であって、破綻金融機関との取引があることについて都道府県知事の認定が受けられる方	**★責任共有制度対象外** • 取扱期間 臨時措置法が終了する日まで • 保証付借入額は借入額の8割に限る（取扱金融機関との協調融資で協会8割、金融機関2割）
スタートアップ創出促進保証制度 「SSS保証」	**3,500**万円 （全ての創業関連保証、再挑戦支援保証を含む） （一般関係無担保保険 **8,000**万円以内）	10年以内 （据置1年以内） ただし、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする	取扱金融機関の定める利率	年1.2% （創業関連保証の保証料率に0.2%上乗せ）	不要	不要		産業競争力強化法に掲げる次の創業者 ①事業を営んでいない個人で、2ヵ月以内（※）に会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある方 ②中小企業にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある方 ③事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立から5年未満の会社 ④自らの会社で事業を継続しつつ、新たに設立した会社で、設立から5年未満の会社 ⑤事業を営んでいない個人が開始した事業を、新たに会社を設立して承継させ、個人創業時から5年未満の会社 ※市区町村が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は、6ヵ月以内となります	**★責任共有制度対象外** • 他協会との取引がある方は申込の際、必ず申告してください •「創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用）」が必要です。 • 保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者は創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることが必要です • 医療法人は対象外
創業関連保証 「創業関連」	個人・法人 **3,500**万円 （全ての創業関連保証、再挑戦支援保証を含む） （一般関係無担保保険 **8,000**万円以内）	10年以内 （据置1年以内）		年1.00%		必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要		(1)産業競争力強化法に掲げる次の創業者 ①事業を営んでいない個人であって、1ヵ月以内（認定特定創業支援等事業により創業を行おうとする者にあっては、6ヵ月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有する方 ②事業を営んでいない個人であって、2ヵ月以内（認定特定創業支援等事業により創業を行おうとする者にあっては、6ヵ月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する方 ③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有する方 (2)産業競争力強化法に掲げる以下の創業者である中小企業者であって事業を開始した日又は、会社を設立した日以後5年を経過していないもの ①事業を開始した以後の期間が5年未満の個人（当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかったものに限る） ②設立の日以後の期間が5年未満の会社（当該設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたものに限る） ③設立の日以後の期間が5年未満の会社（自らの事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ、新たに設立したものに限る） (3)上記(2)①に規定する創業者であって新たに会社（中小企業者に限る）を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から5年を経過していないとして創業者とみなされるもの	**★責任共有制度対象外** • 他協会との取引がある方は申込の際、必ず申告してください • (1)に該当する場合 「創業再挑戦計画書（協会に所定の書式あり）」等、創業者であることを証する書面が必要です。 • (2)に該当する場合 法人の場合は「商業登記簿謄本」等 個人の場合は税務署の受付印のある「個人事業の開廃業届出書」等が必要です。 • (3)に当該する場合 法人の「商業登記簿謄本」及び個人創業時の開業届出の写しの両方が必要です • 医療法人は対象外
再挑戦支援保証 「再チャレ」								上記「創業関連保証」の融資対象(1)の①、②、(2)の①、②に該当するものであって、次のいずれかの要件を満たすもの ①過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により、廃止した経験を有するもの ②過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの （廃止・解散の日から5年以内の申込である必要があります）	**★責任共有制度対象外** •「創業再挑戦計画書」及び「資格要件申告書」が必要です。

※金融機関の皆様へお願い
信用保証依頼書等に記入いただく保証制度名称は、各制度名欄「　　」内の名称をご記入いただく様お願いいたします。

※保証料割引が適用される場合がありますので詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。
※経営者保証を不要とする保証の取扱いが出来る可能性がありますので、詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。

協会制度

□経営改善の取り組みを支援します。　お気軽にご相談ください。

宮崎県信用保証協会は、当協会をご利用頂いている中小企業者の皆様が抱える様々な経営上の問題解決のため､｢みやざき経営アシスト｣を設置しています。

ご相談内容に応じ、当協会負担による専門家派遣事業、目的に合った他支援機関の紹介、取引金融機関等が一堂に会する個社支援会議を開催する等の取り組みを行っています。

以下、経営改善の場面での資金調達に特化した保証制度をご案内いたします。

制度名	保証限度 （　）は組合	保証期間	融資利率	保証料率	担保	保証人	取扱金融機関	保証対象	備考
事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証） 「改善サポート」	個人・法人 ２億8,000万円 （４億8,000万円）	一括返済の場合 １年以内 分割返済の場合 15年以内 （据置１年以内）	取扱金融機関の定める利率	責任共有制度対象の場合 0.8% 対象外の場合 1.0%	必要に応じて要	必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	保証協会と契約を締結している金融機関	以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者とする ①中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ②認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画 ⑨自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書又は決定において特定されたもの ⑩中小企業基盤整備機構が出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 ⑫中小企業等経営強化法に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画	**モニタリング実施が必要です。** ・金融機関は、中小企業者から四半期に１回計画の実行状況報告を受け、事業年度毎に保証協会に対し、計画実行状況及び経営支援状況を報告していただくこととなります。（原則３ヵ年） ・医療法人は対象外
事業再生計画実施関連保証（感染症対応型） 「改善サポ感染」		一括返済の場合 １年以内 分割返済の場合 15年以内 （据置５年以内）		年0.2%					
条件変更改善型借換保証 「条変改善借換」		15年以内 （据置１年以内、当該返済資金以外の事業資金を含む時は２年以内）		表１				次の①から③の要件を満たす中小企業者 ①保証申込時点において、信用保証協会の保証付既往借入金の残高があること ②①の既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っていること ③金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと	**モニタリング実施が必要です。** ・添付資料 ①状況説明書 ②事業計画書 ③認定経営革新等支援機関の支援内容を記載した書面（事業計画書記載時は不要）
事業再生保証 「事業再生」	法人 ２億円	10年以内		年2.20%				次の⑴、⑵及び⑶のいずれにも該当する中小企業者を対象とする ⑴次のア又はイのいずれかに該当する者 ア　再生事件又は更正事件が係属している者 イ　民事再生法第188条第１項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた者 ⑵再生計画又は更正計画の認可の決定が確定した後３年を経過していない者 ⑶次のア及びイのいずれにも該当する者 ア　金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること イ　償還が見込まれること	**★責任共有制度対象外** 対象資金 ①原材料の購入のための費用 ②商品の仕入れのための費用 ③商品の生産に係る労務費及び経費 ④設備の増設、改良又は補修等のための費用 ⑤販売費及び一般管理費 ⑥借入金利息の弁済のための費用 ⑦金銭債権の弁済のための費用
事業再生円滑化関連保証 「事業再生円滑化」	個人・法人 ２億8,000万円 （４億8,000万円）	３年以内		年1.76%				金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次のいずれかに該当する中小企業者 ①特定認証紛争解決手続によって事業再生を図ろうとするもの ②中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとするもの ③認定支援機関の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとするもの	・保証割合80%（部分保証） ・医療法人は対象外 対象資金は上記と同じ
中小企業承継事業再生関連保証 「承継事業再生」		10年以内		表１				産業競争力強化法第121条に規定する中小企業承継事業再生計画を主務大臣に提出し、認定を受けた承継事業者である中小企業者（ただし、認定中小企業承継事業再生計画に従って設立される法人を除く）	・医療法人は対象外
農商工等連携事業関連保証 「農商工等連携」	一般枠 個人・法人 ２億8,000万円 （４億8,000万円） 新事業開拓・海外投資枠 ４（６）億円 流動資産担保枠 ２億円	運転資金 ５年以内 （据置１年以内） 設備資金 ７年以内 （据置１年以内）		年0.7%	8,000万円超は原則、有担保。			中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「法」という）第４条第１項に規定する農商工等連携事業計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第２条第１項各号に規定する中小企業者であって、認定農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を実施するもの	新事業開拓、海外投資関係保険利用時 ・保証料率は1.15% 流動資産担保保険利用時 ・保証料率は0.68% ・担保は流動資産のみ ・保証人は法人代表者以外徴求不可 ・保証割合は80%（部分保証）

※金融機関の皆様へお願い
信用保証依頼書等に記入いただく保証制度名称は、各制度名欄「　」内の名称をご記入いただく様お願いいたします。

※保証料割引が適用される場合がありますので詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。
※経営者保証を不要とする保証の取扱いが出来る可能性がありますので、詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。

制度名	保証限度 （　）は組合	保証期間	融資利率	保証料率	担保	保証人	取扱金融機関	保証対象	備考
経営力向上関連保証 「経営力向上」	一般枠 個人・法人 **2**億**8,000**万円 （**4**億**8,000**万円） 新事業開拓・海外投資枠 **3（6）**億円	運転資金 5年以内 （据置1年以内） 設備資金 7年以内 （据置1年以内）		年0.85%	8,000万円超は原則、有担保。			次のいずれかに該当する特定事業者が対象 (1)中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第17条第1項に規定する経営力向上計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第5項に規定する特定事業者であって、認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施するもの (2)次の①から③のいずれにも該当するもの ①法第17条第1項に規定する経営力向上計画（※）を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第5項に規定する特定事業者であって、認定経営力向上計画に従って事業承継等を行うもの ※次の要件を備える者であることの記載があるものに限る ア．資金超過であること イ．EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること ②申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること ③信用保証協会への申込日において、返済緩和している借入金がないこと	特別小口保険利用時 • 保証料率は0.84% 新事業開拓、海外投資関係保険利用時 • 保証料率は1.15%
地域経済牽引事業関連保証 「経済牽引事業」	個人・法人 **2**億**8,000**万円 （**4**億**8,000**万円）	10年以内 （据置1年以内）		年0.85% 特別小口保険の場合 年0.84%				地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第1項の規定に基づき都道府県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を行う特定事業者	• 地域経済牽引事業計画に係る承認申請書、地域経済牽引事業を実施していることを都道府県が確認した旨を通知する書面が必要です
特定信用状関連保証 「信用状関連」	個人・法人 **2**億円	1年以内		表1	必要に応じて要			外国法人（新たに設立されるものを含む）と経営を実質的に支配していると認められる省令要件を満たす関係にある中小企業者	• 保証割合80%（部分保証） • 原則として一括払 • 医療法人は対象外
予約保証 「予約保証」	個人・法人 **2,000**万円 ただし、小口零細企業保証制度を利用する場合は合計500万円まで	5年以内 小口零細企業保証制度を利用する場合は7年以内 （予約期間は365日）	取扱金融機関の定める利率	予約時よりも一区分高い保証料率を適用する		必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	保証協会と契約を締結している金融機関	(1)同一事業の業歴が3年以上 (2)申込金融機関との与信取引が1年以上 (3)信用区分が2以上 (4)決算書がない者及び連帯債務形式は対象外	• 貸付形式は証貸、返済方法は原則均等分割 • 貸付中止事由有り • 1申込人1金融機関1予約 • 旧債決済資金は不可
下請振興関連保証 「下請関連」	個人・法人 **2**億円	根保証（当座貸越のみ） 1年間 個別保証（手形貸付のみ） 1年以内		年0.56%	売掛債権			親事業者に対する売掛債権を保有し、主務大臣の承認に係る振興事業計画（法第5条第1項に規定する振興事業計画をいう）に従って振興事業を実施する中小企業者	• 保証割合80%（部分保証）
東日本大震災復興緊急保証 「東日本大震災」		10年以内 （据置2年以内）		年0.80%				「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の第128条第1項各号に規定する中小企業者	**★責任共有制度対象外** • 罹災証明書又は市町村長の認定書が必要です。
経営安定関連保証 （セーフティネット保証） 「セーフティネット」	個人・法人 **2**億**8,000**万円 （**4**億**8,000**万円）	10年以内 （据置1年以内）		年0.80% （1号~4、6号） 年0.70% （5、7、8号）	必要に応じて要			中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項の規定に基づき、取引先の倒産・事業活動の制限、災害等の突発的事由、不況業種の指定、破綻金融機関との取引、金融取引の調整、金融機関の貸付債権の譲渡等により、経営の安定に著しい支障を生じていることについて市町村長からの認定を受けた中小企業者〔P33参照〕	**★責任共有制度対象外** • 市町村長の認定書が必要です。 • 市町村長の認定書が必要です。
危機関連保証 「危機関連」		10年以内 （据置2年以内）		年0.80%				中小企業信用保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者〔P32参照〕	**★責任共有制度対象外** • 市町村長の認定書が必要です。

※金融機関の皆様へお願い
信用保証依頼書等に記入いただく保証制度名称は、各制度名欄「　　」内の名称をご記入いただく様お願いいたします。

※保証料割引が適用される場合がありますので詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。
※経営者保証を不要とする保証の取扱いが出来る可能性がありますので、詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。

□　経営者保証を不要とする取扱いについて

当協会では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、平成30年4月より経営者保証を不要とする取扱いを行っております。

【保証時の取扱い】

1．金融機関連携型
　申込金融機関にて、経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高があり（又はプロパー融資を同時実行し）財務要件（「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」）を充足している場合は、保証制度を問わず経営者保証を不要とすることができます。
　※『「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書』の提出が必要となります。

2．財務型
　P19「財務要件型無保証人保証」を利用する場合は、経営者保証を不要とすることができます。
　※「財務要件型無保証人保証制度　資格要件確認書」の提出が必要となります。

3．担保充足型
　申込人又は代表者本人が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られる場合は、保証制度を問わず経営者保証を不要とすることができます。

【期中時の取扱い】

　経営者保証が付された既存分の保証付き融資について、【保証時の取扱い】1～3のいずれかの要件を満たしている場合、新規の経営者保証を不要とする保証付き融資で借り換えることができます。
　なお、【保証時の取扱い】1に該当する場合については、条件変更により経営者保証を解除することもできます。

【事業承継時の取扱い】

　原則として、旧代表者が引き続き保証参加する場合は、新代表者の追加保証は行いません。ただし、旧代表者の保証解除の要請があり、既存分の返済が正常で新代表者の保証を追加する場合は基本的に旧代表者の保証を解除します。
　なお、【保証時の取扱い】1～3のいずれかの要件を満たしている場合は、借換又は条件変更により、新代表者の保証を追加することなく旧代表者の保証を解除することができます。

協会制度

制度名	保証限度（ ）は組合	保証期間	融資利率	保証料率	担保	保証人	取扱金融機関	保証対象	備考
経営承継関連保証 「経営承継」	個人・法人 2億8,000万円	運転資金10年以内 （据置1年以内） 設備資金15年以内 （据置1年以内）	金融機関所定の利率	表1	必要に応じて要	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	保証協会と契約を締結している金融機関	経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じているとして、経済産業大臣（都道府県知事）の認定を受けた中小企業者	• 都道府県知事の認定書が必要です
特定経営承継関連保証 「特定経営承継」	個人 2億8,000万円	運転資金10年以内 （据置1年以内） 設備資金15年以内 （据置1年以内）	金融機関所定の利率	表1	必要に応じて要	原則認定中小企業者以外は不要	保証協会と契約を締結している金融機関	経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じているとして、経済産業大臣（都道府県知事）の認定を受けた中小企業者（認定中小企業者）の代表者個人	• 都道府県知事の認定書が必要です • 主たる取引関係を有する金融機関からの申込であること
経営承継準備関連保証 「経営承継準備」	個人・法人 2億8,000万円	運転資金10年以内 （据置1年以内） 設備資金15年以内 （据置1年以内）	金融機関所定の利率	表1	必要に応じて要	（※）	保証協会と契約を締結している金融機関	事業活動に支障が生じている他の中小企業者から経営の承継を行うために経済産業大臣（都道府県知事）の認定を受けた中小企業者	• 都道府県知事の認定書が必要です （※）原則法人代表者又は他の中小企業者（会社に限る）以外は不要
特定経営承継準備関連保証 「特定承継準備」	個人 2億8,000万円	運転資金10年以内 （据置1年以内） 設備資金15年以内 （据置1年以内）	金融機関所定の利率	表1	必要に応じて要	（※）	保証協会と契約を締結している金融機関	事業活動に支障が生じている他の中小企業者から経営の承継を行うために経済産業大臣（都道府県知事）の認定を受けた事業を営んでいない個人	• 都道府県知事の認定書が必要です （※）原則他の中小企業者（会社に限る）以外は不要
事業承継サポート保証 「承継サポート」	法人 2億8,000万円	15年以内 （据置2年以内）	金融機関所定の利率	年1.15%	必要に応じて要	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	保証協会と契約を締結している金融機関	次の①～⑤全てを満たす持株会社 ①事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を持株会社が保有する旨の事業承継計画を策定している ②事業会社の事業活動を支配することを目的として新たに設立された持株会社で、初年度決算が未到来である ③持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有している ④承継の対象となる事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行っている ⑤承継の対象となる事業会社において、株式所有の分散、または株式評価の高騰等の要因により、事業承継計画に基づく事業承継の必要が生じている	• 原則として事前協議が必要です
自主廃業支援保証 「自主廃業支援」	個人・法人 3,000万円	1年以内 （かつ、終期は解散予定日より前）	金融機関所定の利率	表1	必要に応じて要	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	保証協会と契約を締結している金融機関	現在事業を行っており、次の①～③全てを満たす中小企業者 ①事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択する ②直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込める ③バンクミーティング等により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行う	• 貸借対照表を作成していない個人事業主は本制度を利用することはできません • 主たる取引関係を有する金融機関からの申込であること • 廃業計画書及び確認書が必要です
事業承継特別保証 「事業承継特別」	法人 2億8,000万円 （4億8,000万円）	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 （据置1年以内）	金融機関所定の利率	表1	必要に応じて要	徴求しない	保証協会と契約を締結している金融機関	次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者（P4参照） (1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3)次の①から④まで定める全ての要件を満たすこと ①資産超過である ② EBITDA 有利子負債倍率が15倍以内である ③法人・個人の分離がなされている ④返済緩和している借入金がない	• 事業承継計画書 • 財務要件等確認書 • 借換債務等確認書（既往借入金を借り換える場合） • 他行借換依頼書兼確認書（申込金融機関以外からの既往借入金を借り換える場合） • ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受け通常より軽減した保証料率適用を受ける場合）
財務要件型無保証人保証 「経保不要財務型」	個人・法人 2億8,000万円 （4億8,000万円）	一括返済の場合 2年以内 分割返済の場合 運転資金　7年以内 （据置1年以内） 設備資金　10年以内 （据置1年以内）	金融機関所定の利率	表1	必要に応じて要	不要	保証協会と契約を締結している金融機関	次の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足する純資産額5千万円以上の中小企業者 ①自己資本比率が20%以上（純資産額5億円以上の場合は15%以上）である ②純資産倍率が2.0倍以上（純資産額が3億円以上の場合は1.5倍以上）である ③使用総資本事業利益率が10%以上（純資産額が5億円以上の場合5%以上）である ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上（純資産額3億円以上5億円未満の場合1.5倍以上、5億円以上の場合1.0倍以上）である	• 資格要件確認書が必要です

※金融機関の皆様へお願い
信用保証依頼書等に記入いただく保証制度名称は、各制度名欄「　　」内の名称をご記入いただく様お願いいたします。

※保証料割引が適用される場合がありますので詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。
※経営者保証を不要とする保証の取扱いが出来る可能性がありますので、詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。